

●香川県選挙管理委員会告示第79号

平成30年8月26日執行の香川県議会議員補欠選挙において、香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為を取り扱う場所は、次のとおりとする。ただし、香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和49年香川県条例第41号）又は同条例に基づく規則による行為、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年香川県条例第1号）又は同条例に基づく規則による行為、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定による行為及び同法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定による行為を取り扱う場所は、高松市番町4丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局とする。

平成30年8月17日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

選挙区	場 所
高松市選挙区	高松市番町1丁目 高松市役所内 高松市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会高松地方事務局） ただし、8月17日午前中は、高松市役所11階職員研修室
三豊市選挙区	三豊市高瀬町下勝間 三豊市役所内 三豊市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会三豊地方事務局） ただし、8月17日午前10時までは、三豊市役所西館第2会議室